

指定管理者(候補者)の選定結果について

沖縄県が設置している下記の「公の施設」への指定管理者制度の導入に向け下記のとおり指定管理者(候補者)を選定したので、その結果を公表します。

なお、指定管理者の指定については、令和元年第6回県議会の議決を経た後に行うこととなります。

1. 対象施設

- (1) 施設名称：沖縄県総合福祉センター
- (2) 施設の概要：県民の社会福祉に対する理解を深め、福祉活動への積極的な参加を促進するための総合的な拠点施設として設置
- (3) 設置場所：沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

2. 選定方法

沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会において指定管理候補者の選定を行った。

- (1) 沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会構成員

委員 砂川 恵良 (ソーシャルワーク専門学校、
沖縄アカデミー専門学校 非常勤講師)

委員 安里 清榮 (公認会計士・税理士)

委員 翁長 盛正 (浦添市シルバー人材センター理事長)

委員 比嘉 美智子 (沖縄県母子寡婦福祉連合会事務局長)

委員 尾尻 孝子 (うちなーミニトランポリンクラブ代表)

- (2) 審査の経過

令和元年7月18日 第1回運用委員会 (募集要項案、選定基準の意見聴取)

令和元年10月15日 第2回運用委員会 (プレゼンテーション及び審査)

- (3) 選定基準等

選定基準		配点
1	県民の公平な利用の確保	10点
2	施設の効用を最大限発揮させるものであること	35点
3	効率的な管理運営を行うこと	15点
4	施設管理を安定して行う物的及び人的能力の確保	20点
5	その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項	20点
合計		100点

3. 選定結果

- (1) 申請団体名：社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

- (2) 評価

順位	申請団体	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	選定基準5	合計	各委員の評価点数の平均(合計÷5名)
1位	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	48点	147点	57点	84点	92点	428点	85.6点

4. 指定管理者（候補者）

- (1) 申請団体名：社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
- (2) 代表者名：会長 湧川 昌秀
- (3) 住 所：沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1

5. 選定理由

沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会において、プレゼンテーションを実施のうえ事業計画書等の内容を採点審査した結果、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会が、管理運営方針や業務を行うにあたっての考え方、職員の配置体制などが評価され、沖縄県総合福祉センターの設置目的に沿った管理運営を行うことができるものと認められ、指定管理候補者として選定された。

6. 指定の期間(予定)

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第1回沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会議事概要

1. 日時 令和元年7月18日金曜日
2. 場所 県総合福祉センター東棟5階506教室
3. 参加委員 委員：砂川恵良 安里清榮 比嘉美智子 尾尻孝子
4. 主な審議内容 募集要項、選定基準等の検討

(事務局)

募集要項等、審査基準、指定管理者公募スケジュール、について説明

(委員)

審査表があって、それに基づいて審査するのでしょうか。

(事務局)

はい。採点表を委員の皆様にご記入していただくことになります。

それぞれの項目で評価をしていただき、もし複数のエントリーがあった場合は、合計点の高いところを指定管理者の候補者として選定することになります。

(委員)

現在の指定管理者以外に応募者はいるのでしょうか。

(事務局)

まだ公募を行っていないため、わかりませんが、前回は沖縄県社会福祉協議会のみ応募でした。

県の立場としましては、よりよい提案がある、優れた指定管理者候補を公平に選定していただければと考えています。

(委員)

今までずっと沖縄県社会福祉協議会が管理してきているのですか。

他の応募者はいなかったのでしょうか。

(事務局)

平成15年度の開館当初から沖縄県社会福祉協議会が管理運営してきています。

前々回については、1社だけ他の応募がありました。

(委員)

あまり収益が上がる施設ではないということでしょうか。

(事務局)

収益を上げるためだけの施設ではなく、県の社会福祉を推進する団体を支援するための施設ですので、その目的を理解して計画を提案していただくことが求められます。

5. 審議結果

募集要項及び審査基準について、特に修正意見等なく、適切な募集要項及び審査基準として認められた。

第2回沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会議事概要

1. 日時 令和元年10月15日火曜日
2. 場所 県総合福祉センター東棟4階402教室
3. 参加委員 委員：砂川恵良 安里清榮 翁長盛正 比嘉美智子 尾尻孝子
4. 主な審議内容 申請団体のプレゼンテーション、審査
 - (1) 応募状況の説明及び審査方法説明
福祉政策課（事務局）より応募状況、応募資格審査、基礎審査結果の説明、委員による定量審査の方法について説明を行った
 - (2) プレゼンテーション及び質疑応答
申請団体によるプレゼンテーション（持ち時間20分）
質疑応答（20分）を行った。

（委員）

職員の配置計画について、正規職員1名、臨時的任用1名、嘱託職員3名とのことだが、嘱託職員の勤務形態はどうなっていますか。

（申請者）

総合福祉センターは土曜日、祝日も開館しており、県との協議により日曜開館にも対応しています。

朝9時から夜9時まで開館しているためそれに応じたローテーション勤務を行っています。

（委員）

嘱託職員等については勤務条件等が厳しく、ハローワークに求人を出してもなかなか応募がないと聞いていますが、こちらの施設は大丈夫なのでしょうか。

（申請者）

沖縄県社会福祉協議会の嘱託職員に関する規定がございます。

嘱託職員については、月に20日勤務と定められており、沖縄県社会福祉協議会の他の部署の職員と変わらない対応を行っています。

（委員）

福祉ライブラリーについて離島遠方からの貸し出し要望にも対応することですが、実績としてどれくらいの貸し出しがあったのでしょうか。

（申請者）

今回の提案につきましては、離島等からの貸し出し要望について、これまで個別に対応していましたが、今後きちんと仕組化して利便性を高める対応をするというものです。

過去の実績としては数件ほどありました。

離島だけではなく、中部、北部からの貸し出し要望に対して、郵送で対応してきております。

(委員)

ボランティア団体との連携について、センターで開催されている、かりゆし長寿大学校を卒業された皆さんと連携をされているとのことですが、何団体くらい活動されていますか。

(申請者)

総合福祉センターを拠点として活動されているのは、かりゆしグリーンボランティアさんですが、かりゆし長寿大学校の卒業生の皆さんは各市町村の社会福祉協議会のボランティア団体に登録して活躍されています。

(委員)

利用料金について 10 %の値上げを検討しているとのことですが、利用者への影響はどのように考えていますか。

利用者の減少につながらないでしょうか。

(申請者)

条例の基準額から 10 %の値上げについては利用者に負担していただくこととなります。

値上げ後の金額は、県内の類似施設、市の福祉センターと同様の金額となっており、大きな影響はないのではないかと考えています。

(委員)

危機管理体制について、防犯カメラは研修室等にも取り付けられているのでしょうか。

(申請者)

現在、防犯カメラが 9 台ありますが、主に駐車場や総合福祉センターの出入り口に設置されています。

研修室や通路等には人の目があるので、現在のところ設置されておりません。

5. 審議結果

評価結果 428 点 (平均 85.6 点) で、最低基準点 300 点 (平均 60 点) を上回ったことから、適切な指定管理候補者として認められた。